

豊前市公告第 39 号

「令和 5 年度豊前市ウィンドウズアップデート（WSUS）及びウイルス対策等サーバ」の賃貸借（リース契約）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び豊前市財務規則 96 条の規定により公告する。

令和 5 年 8 月 29 日

福岡県豊前市長 後藤 元秀

1 契約の概要

- (1) 契約名称 令和 5 年度豊前市ウィンドウズアップデート（WSUS）及びウイルス対策等サーバ賃貸借
- (2) 納入場所 豊前市大字吉木 955 番地
- (3) 概要 マイクロソフト社製 OS（ウィンドウズ 10 等）のアップデート及びウイルス対策に係るパターンファイル等を庁内に設置している業務用パソコンに配布する等、情報セキュリティの維持・管理に使用するサーバー式をリース契約にて調達しようとするもの。なお、納品するサーバ等機器は新品・未使用のものとする。
- (4) 納期限 令和 6 年 2 月 28 日
- (5) 賃貸借期間 令和 6 年 3 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日まで（60 か月）
- (6) 予定価格 月額 161,750 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
- (7) 最低制限価格 設定無

2 担当部局及び問合せ先

豊前市 総務部デジタル化推進室（担当 木戸）

〒828-8501 福岡県豊前市大字吉木 955 番地 豊前市役所 2 階

電話 0979-82-1118

電子メール jyohou@city.buzen.lg.jp

3 入札の参加資格の要件

本入札に参加できる者は、単体企業による施行方式とし、次に掲げる条件を満たす者でなければならない。

なお、入札及び契約締結時も同様とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- ③ 豊前市財務規則（昭和 41 年規則第 4 号）第 92 条第 2 項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、登録がない場合は、入札参加申込時に登録に必要な書類を

提出し、審査の結果、登録可能であると認められた者であること。

- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前市及び福岡県から指名競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ その他発注仕様書に定める事項を遵守できる者

4 仕様書等の配布及び質疑、回答

(1) 仕様書等は、以下の部局でCD等電子媒体にて配付する。ただし、入札に参与しない者への配布及びインターネット等での公開を禁じる。

なお、配布を受けた者は、仕様書受領書及び来庁者の名刺を1枚提出すること。

配布場所 豊前市役所財務課管財係（豊前市本庁舎2階）

(2) 仕様書等の内容について質問がある場合は、期日までに2の担当部局へ電子メールにて提出のこと。なお、入札事務の手続き等に関する問い合わせはこの限りではない。

- ① 質問受付期間 令和5年8月30日から令和5年9月6日12時（正午）まで
（期日時間を過ぎたものは回答しない）
- ② 送付先部局 豊前市総務部デジタル化推進室（電話番号0979-82-1118）
- ③ 送付先メールアドレス jyohou@city.buzen.lg.jp
- ④ メールの記載・送付 メールの件名に「【入札に関する質問】」と文頭に記載すること。
⑤の様式に質問内容を記載し、エクセル形式の添付ファイルで送付すること。⑤の質問票に記載された質問以外は受け付けない。（メール本文には、質問内容を記載しないこと。）
- ⑤ 質問票 規定の様式「質問票」に仕様に関する質問を記入すること。
- ⑥ 送達確認 質問を4(2)の①から⑤の要領で電子メールした後、必ず②の部局に電話にて送付した旨を連絡すること。なお、受信が確認できなかった場合に備え、折り返しの電話番号（代表電話の番号の場合は、内線番号を含む。）と担当者名を伝えること。

(3) 質問に対する回答は、仕様書の配布を受けた全ての者に対し、令和5年9月11日12時（正午）までに送付する。

5 入札参加資格申請書等の提出

(1) 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、5(3)①に示す期日までに条件付一般競争入札参加資格申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出すること。

(2) 申請書等の提出方法

- ① 申請書等は、別に定める様式により行うものとする。
- ② 申請書等は持参するものとし、電子メール又は郵送等によるものは受け付けない。
- ③ ただし、申請書等の添付書類「仕様申立書」の提出方法は、「5(4) 仕様申立書の提出」のとおりとする。

(3) 申請書等の受付

- ① 受付期間は令和5年8月29日から令和5年9月12日までの、土・日曜日・祝日を除く日の、8時30分から17時までとする。(ただし、12時15分から13時までを除く。)
- ② 受付場所は、豊前市役所財務課管財係(豊前市本庁舎2階)とする。
- ③ 申請書等の様式の配布は、受付期間中に受付場所又は豊前市入札情報公開システムにて行う。
- ④ 申請及び資料に係る費用は、申請者の負担とする。
- ⑤ 市は、提出された申請書等を無断で他の用途に使用しないものとする。
- ⑥ 提出された申請書等は、返却しないものとする。
- ⑦ 申請の際に、条件付一般競争入札参加資格確認通知書を送付するための返信用封筒(定形長3)を提出すること。
- ⑧ 返信用封筒(定形長3)の表には申請者の郵便番号住所氏名を記載し、84円分の切手を貼付しておくこと。

(4) 仕様申立書の提出

条件付一般競争入札参加資格申請書に添付する「仕様申立書」の提出方法は、以下のとおり。

- | | |
|------------|--|
| ① 受付期間 | 入札参加資格申請書等の提出と同じ。 |
| ② 提出先 | 入札参加資格申請書等の提出と同じ。 |
| ③ 仕様申立書の記載 | 4(1)で配布する「仕様書等」のうち、「仕様申立書」に必要事項を記入すること。
また、仕様申立書に記載された製品が実在のものであることを示す資料(製品カタログまたは、メーカーのホームページの印刷)を提出すること。ホームページ掲載の資料を提出するときは、掲示されているURLを資料に記載すること。 |

6 入札参加資格の確認

- (1) 申請書等を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、令和5年9月15日までに豊前市条件付一般競争入札参加資格確認通知書により申請者に通知する。
- (2) 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者(入札参加申請者)は、その理由に不服があるときは、令和5年9月21日15時までに書面により説明を求めることが出来る。
- (3) 前項の規定による請求に対しては、令和5年9月25日までに書面により当該入札参加申請者に回答する。

7 入札参加資格の喪失

条件付一般競争入札に参加できることとなった者(以下「入札参加資格者」という。)が入札開札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加できない。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。

- (2) 仕様申立書に記載されている内容が仕様書に適合しないものと見做されたとき。
- (3) 申請書等に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (4) 前各号に掲げる者のほか条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

8 入札の方法

郵便入札とし、豊前市郵便入札実施要領を準用する。

- ① 送付先 郵便事業株式会社豊前支店留
- ② 送付方法 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかによる。左記以外の場合は無効とし、開封しない。
- ③ 入札書の郵送開始 令和5年9月19日から
- ④ 入札書の到達期限 令和5年9月26日必着
- ⑤ 入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない月額で入札をすること。

9 入札書の開札

(1) 日時及び場所

- ① 開札日時 令和5年9月28日 13時30分から
- ② 開札場所 豊前市役所 3階 入札室
- ③ 入札開札時に、豊前市及び福岡県から指名停止を受けている者の入札書は開札しない。

(2) 無効の入札

豊前市郵便入札実施要領第7条による。

(3) 入札立会人

豊前市郵便入札実施要領により、入札参加資格を有する者から選任して立会いを依頼する。

(4) 落札の決定

予定価格より低い価格で、最低価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

10 契約の締結

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 契約金額は、落札金額に消費税及び地方消費税を含んだ額とする。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

11 その他

- (1) 入札参加者は、豊前市財務規則、契約及び入札心得、その他関係法令等を遵守すること。
- (2) 担当部局への電子メールに添付する電子ファイルのファイルサイズは1通あたり2MB以内に収めること。ファイルサイズが2MB以内に収まらない場合は、担当部局に事前に相談し、その指示に従うこと。